

平成30年度事業計画(案)

I. はじめに

いま日本は人口減少、超少子高齢社会に突入し、様々な課題を克服するための施策としてIT化や規制改革が急ピッチで進行している中、今上天皇の退位が翌年4月30日と決まり、今年度は「平成」締めくくりの年となっている。昨年度同様、国民の生活は大きな転換点にあり、司法書士が将来にわたって社会に有用な専門家として認められるためには、社会の変革にしっかりと対応し、市民に対し司法書士は何ができるのかを絶えず考え続けていかなければならない。

II. 司法書士を取り巻く状況

1. 司法書士法改正等について

日司連の理事会において、司法書士法一部改正を以下のとおりの項目について実現を目指すことが決定された。

- ① 現行の目的規定を廃止して「使命規定」を新設すること
- ② 懲戒処分権者を法務大臣にすること
- ③ すべての懲戒処分に関し、法上、聴聞・弁明の機会を付与する適正手続きの保障に関する規定を整備すること
- ④ 懲戒処分に関係する事由があったときから一定期間経過した場合は、懲戒手続を開始することができない旨の除斥期間を置くこと

上記4項目は、いずれも業務拡大という方向ではなく、司法書士制度の基盤を整備し盤石なものにするという趣旨である。

司法書士制度は、国民のために存するのであり、これらの改正も国民の権利の擁護と公正な社会の実現という、司法書士の使命を果たすためのものである。全会員は使命を再確認し、さらなる研鑽を積み、国民のための制度改革を推し進める必要がある。そこで、本年度の日司連定時総会において日司連会員研修規則を改正し、単位制研修の義務を明確化することも検討されている。

2. 不動産登記オンライン申請資格者代理人方式について

不動産登記のオンライン申請をする際に、添付情報が書面である場合に、そのすべてをスキャナで読み取る方法等でPDFにし、資格者代理人がこれ

に電子署名を付し送信することにより、当該書面の提供を要しない申請方式（以下「資格者代理人方式」という。）が、平成30年度中に実施予定である。具体的な運用や留意すべき事項については、日司連と法務省が協議中であるので、注意して情報を収集する必要がある。

この資格者代理人方式は、司法書士の登記実務の実績が評価され、司法書士に対する信頼の上に導入される制度である。その信頼と期待にこたえるべく、資格者代理人方式においても適正な執務を励行し、今まで以上の本人・登記原因・登記申請意思等の確認により登記の真実性の維持・確保に努めていかななくてはならない。

3. 相続登記未了問題について

空家・所有者不明土地が大きな社会問題となっており、その大きな原因のひとつに、相続登記未了問題が挙げられている。この問題を放置すると、登記制度そのものに対する国民の信頼低下につながる恐れがある。

今年度には、法務省による相続登記未了不動産に関する実態把握のための施策が全国的に実施される予定である。司法書士は登記の専門家として相続登記業務を通して国民の権利保護に寄与してきた。したがって、登記の専門家である司法書士は、相続登記未了問題解決に向けて積極的に取り組む責務がある。

4. 民法改正について

昨年、「民法の一部を改正する法律」とその整備法が成立し、施行日が平成32（2020）年4月1日と決定された。債権法が改正の中心であり、市民生活に及ぼす影響は大きい。司法書士はくらしに身近な法律家として、本改正の理解を深め、市民に対する啓発を行わなければならない。

以上をふまえ、当会は、今年度の事業計画として、重点事業並びに個別的な事業計画を以下のとおり策定する。

【事業計画の具体的推進】

重点第1. 市民への法的サービスの拡充

重点第2. 高齢化社会に対応する法的サービスの拡充

重点第3. 制度改革への対応

第1. 重点事業

重点第1. 市民への法的サービスの拡充

[相談事業部・企画部・広報部]

1. 法律相談の充実

- (1) 沖縄県や市町村が開催する多重債務相談会へ相談員を派遣する。
- (2) 「なは司法書士総合相談センター」にて週二回（火曜日・木曜日）, 「やんばる司法書士総合相談センター」にて毎月一回（第3水曜日）, 所属相談員による無料の面談法律相談を実施する。
- (3) 行政評価事務所主催の「暮らしの総合行政相談」（那覇中央郵便局・那覇市小禄支所）に毎月一回, 同事務所主催による特設「一日合同行政相談所」に, それぞれ, 司法書士総合相談センター所属相談員を中心として相談員を派遣する。
- (4) 市町村や社会福祉協議会等の公的機関が継続的に開催する相談会に相談員を派遣, または紹介する。
- (5) 紹介依頼に対し, 最寄りの会員を紹介する。
- (6) 司法書士総合相談センター所属相談員による, 離島からの無料電話法律相談を常設する。また, 電話相談の利用を促進するため, 離島の地方自治体への広報を工夫する。
- (7) 法務局主催の「全国一斉! 法務局休日相談所」等の相談会へ会員を派遣する。
- (8) 連合会から要請のある相談会, その他各種相談会を実施する。
 - ア 9月「高齢者・障害者のための成年後見相談会」
 - イ 10月法の日週間における「司法書士法律相談」
 - ウ 2月「相続登記相談」（特設会場を設置した相談会や講演会の開催）
 - エ 司法過疎地域における相談会
 - オ その他の相談会
- (9) 沖縄県等の自殺対策事業に協力する。
- (10) 消費者庁の消費者月間に協力する。
- (11) 司法書士総合相談センターの充実とさらなる相談員の養成, 拡充に取り組む。特に新入会員等に対しては, 相談技法向上の為, 同席研修を奨励する。
- (12) 司法書士総合相談センターの事業運営の充実及び広報に注力する。
- (13) 全国のADR調停センターの動向を確認の上, 組織面, 運用面から沖縄における認証の必要性の有無について検討する。

(14) その他，市民への法的サービスの拡充に繋がる相談会を開催する。

2. 社会貢献活動

司法書士の社会貢献活動を推進し，他団体と連携しながらさまざまな社会問題に積極的に対応する。

- (1) 沖縄士業ネットワーク協議会が主催する「よろず相談会」へ相談員を派遣する。
- (2) 那覇市，豊見城市及び糸満市と沖縄士業ネットワーク協議会とが締結した「大規模災害等発生時における相談業務の支援に関する協定」に基づく要請があれば，相談員を派遣する。
- (3) その他の社会貢献活動

3. 講師派遣

- (1) 消費者教育の一環として，県内高等学校へ講師を派遣する。
- (2) 県内各団体等から要請があれば，会員を講師として派遣する。
- (3) 会員講師養成及び人材育成に努める。

重点第2. 高齢化社会に対応する法的サービスの拡充 [企画部・研修部
広報部・相談事業部]

高齢化社会に対応するために，財産管理業務，成年後見，民事信託の制度を実務で活用するための研究，研修等を行う。

市民向けの相続・遺言の相談会・講演会で民事信託の内容も盛り込み，民事信託の業務をPRする。

重点第3. 制度改革への対応 [企画部・研修部・総務部]

オンライン申請資格者代理人方式，単位研修の義務化，成年後見制度利用促進，空家対策及び相続人調査業務など本年度に実施・進展が予定されている新制度に関する情報を収集し，研修や情報提供を行うことで会員への周知を図る。

第2. 個別事業

1. 研修制度の充実 [研修部・企画部]

1. 会員研修

(1) 集合研修

ア 倫理に関する研修

イ 新法・改正法に関する研修

法改正の動向を注視し、必要であれば研修を行う。

ウ 不動産登記に関する研修

エ 商業・法人登記に関する研修

オ 裁判実務に関する研修

今年度も昨年度に引き続き、裁判実務に関する研修を連続して行なう。この研修を通じ、訴訟の基礎を引き続き学習するとともに、裁判書類作成業務および簡裁訴訟代理における司法書士の裁判に関わる基本姿勢を考えていく。

カ 財産管理業務に関する研修

キ 信託に関する研修

信託に関する業務は、今後、司法書士にとって重要なものとなると考え、民事信託委員会が主催し、実務に活かせる研修を実施する。

ク 渉外登記に関する研修

ケ その他実務に関する研修

沖縄県会は自前で研修会場を持っており、他県に比べて研修の開催決定に関して自由度が高いことから、日司連の講師派遣を今後とも積極的に利用する。

(2) ゼミ形式の研修

一方的に講義を聴くだけの研修ではなく、できるだけ会員が参加できる形式の研修を目指す。

(3) 支部研修会

支部主催の研修を奨励する。

(4) 連合会主催研修会への参加を奨励する。

ア 日司連年次制研修会

イ 特定分野研修会

ウ 法令一斉研修会

エ 日司連中央研修所新人研修会

(5) 九州ブロック会員研修会への参加を奨励する。

ア 平成30年9月8日第19回九州ブロック会員研修会

テーマ 未定（於；福岡市）

イ 九州ブロック新人研修会

2. 新入会員研修会

- (1) 新入会員配属研修
- (2) 新入会員一般研修会
日司連、九州ブロックの新人研修会と整合性の取れた研修会を開催する。
- (3) 新入会員研修プログラム
日司連が企画する新入会員向け研修会に取り組む。

3. 関連団体との共催

当会の関連団体と共催し各種研修会を開催する。

4. 補助者研修会

- (1) 補助者教養研修会
- (2) 補助者業務研修会

5. 研修会への派遣

日司連及び日司連中央研修所主催の研修会へ適宜、会員を派遣し伝達研修を行う。

6. 本年度の検討課題

- (1) 倫理研修の強化に取り組む。
- (2) 研修取得単位を向上させるため工夫する。
eラーニングの活用や会員が興味のある研修を企画し、会員が12単位以上取得できるように工夫する。
- (3) 他専門職能を活用した研修会が開催できるよう取り組む。
- (4) 離島及び北部支部の会員を対象とした、インターネットを利用した研修の充実を図る

2. 業務の改善

〔企画部・相談事業部・研修部・総務部〕

1. 会員の執務に対する対応

- (1) 司法書士倫理に関する研修会を開催する。
- (2) 日司連年次制研修会の積極的受講及び不参加者への対策を強化する。
- (3) 渉外登記特別委員会において渉外登記（外国人又は外国在住の邦人が当事者となる不動産売買、相続、会社設立等）に関する細かな情報を収集・研究し、研修会の開催及びマニュアル本の発刊等で会員に情報提供することを目指す。また、世界のウチナーンチュ大会に関する情報を収集する。
- (4) 「多重債務事件処理の手引」を改訂する。

2. 法テラスとの連携強化

(1) 司法支援関連事業

成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部と連携し、法テラスが実施する特定援助対象者法律相談援助事業に協力する。

(2) 民事法律扶助制度の活用

法テラスの法律扶助事業の充実のため、さらなる相談登録司法書士の登録増と利用促進を奨励する。

3. 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部への支援

後見業務は、司法書士制度を支える主要業務と位置づけ、全面的に同支部を支援する。

3. 組織の充実強化

[広報部・共済委員会・総務部・経理部・研修部・企画部]

1. 支部長会の充実

各支部の実情の把握に努め、本会と支部との一層の協調を図る。

2. 会員への情報提供

(1) 会員への情報伝達の迅速化及び事務処理費用の削減のため、更なるメール会員の増加に努める。

(2) 研修資料や業務で活用できる資料等を、会員専用ホームページで情報提供する。

(3) 毎月1回、会務情報紙を発行する。

3. 共済制度の検討

4. 事務局の強化、会務の電算化、情報提供方法のIT化を積極的に推し進める

5. 政治連盟、成年後見センター・リーガルサポート、青年の会との協議、情報交換

6. 規則等の改善の検討

7. 財政基盤の強化

- (1) 会館建設借入金の返済及び修繕積立金の着実な履行
- (2) 会費自動振替の促進

4. 執務環境の改善

[非司排除委員会・総務部]

1. 非司排除活動

司法書士法に違反する事実の有無について各支部協力のもと実態調査を行う。

2. 隣接職能団体及び関係機関団体と協調，連携する。

5. 広報活動

[広報部]

1. 広報的相談活動の実施

(1) 相続登記はお済みですか月間

広報・告知のため県内各紙に有料及び無料の広告をし，論壇を投稿する。
実施期間中は，会員事務所において無料相談を実施する。

(2) 役員変更登記はお済みですか月間

広報・告知のため県内各紙に有料及び無料の広告をし，論壇を投稿する。
実施期間中は，会員事務所において無料相談を実施する。

(3) 司法書士の日無料法律相談の実施

8月3日の「司法書士の日」に各会員の事務所において，無料法律相談を実施する。広報・告知のため県内各紙に有料及び無料の広告をし，論壇を投稿する。

(4) 法の日司法書士無料法律相談会

各支部協力のもと，支部毎に無料法律相談会を実施する。広報・告知のため県内各紙に有料及び無料の広告をし，論壇を投稿する。

2. 司法書士の日イベントとして7月8日（日）に九州一斉！相続登記講演会及び無料相談会（仮称）を法務局と共催で開催する。

3. 会報の発行

4. 広報活動の拡充

5. ホームページのリニューアル